

## Reverse waiver of juvenile delinquency in Maryland

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 津田, 雅也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00028413">https://doi.org/10.14945/00028413</a>

## メリーランド州における少年事件の 逆移送の可否をめぐる裁判例について

津田 雅也

### はじめに

アメリカ各州の実質的意義の少年法においては、少年裁判所の管轄の移送 (transfer) や放棄 (waiver) と呼ばれる制度が存在する。少年事件における移送とは、罪を犯した少年事件の管轄を少年裁判所から刑事裁判所に移すことというが、これを少年裁判所側から見ると自らの管轄を放棄するということになる。こうした管轄の移送または放棄の方式には、裁判官または検察官の裁量によって行うもののほか、移送の対象となる犯罪を法定しておき、それらの罪に係る事件を裁量の余地なく自動的に移送するものがある。<sup>1</sup> ただし、自動的移送の対象となった事件であっても、一定の要件を満たす場合には、もう一度事件を刑事裁判所から少年裁判所に移送することが可能である。<sup>2</sup> このような刑事裁判所から少年裁判所への移送のことを、逆放棄 (reverse waiver) または戻し移送 (transfer back) という。<sup>3</sup> 本稿

では、少年裁判所から刑事裁判所への「移送」に対応させる形で、この制度を「逆移送」と呼ぶことにしたい<sup>4</sup>。

少年事件における逆移送は、自動的移送の対象となる事件において柔軟な対応を可能にするという機能を有している<sup>5</sup>。自動的移送制度の下においては、少年が一定の重大な罪を犯した場合、当該事件は裁判所の裁量の余地なく刑事裁判所に移送されるため、少年の更生可能性などの事情が考慮される機会がない。自動的移送の対象となるのは、法定刑に終身刑が規定されている重大犯罪などであるから、そうした事件を刑事裁判所において成人と同様の手続や刑罰によって対処することには一定の合理性が認められる。他方で、人の生命を奪う等の重大な結果を発生させたが犯行に至る経緯等に汲むべきものがある事案等<sup>6</sup>については、少年裁判所において手続を進める方が、当該少年の更生や社会の安全を確保するという観点からは望ましいであろう。自動的移送制度においては一定の罪名に該当すればまさに「自動的」に事件が移送されるので、裁判所の管轄の振り分けは硬直的にならざるを得ない。そこで、刑事裁判所から少年裁判所への移送を認め、より適切な少年の処遇を可能にするのが、逆移送制度なのである。

少年事件における自動的移送制度を持つ州のおよそ半数が逆移送制度を同時に設けているが<sup>7</sup>、そうした州の一つが、本稿において分析の対象とするメリーランド州である。後述の通り、メリーランド州においては、裁判例において、逆移送の要件や手続上の問題点について興味深い議論が展開されている。そこで、本稿においては、メリーランド州の裁判例の紹介・分析を通じて、逆移送制度の運用を検討することとしたい。逆移送制度は、刑事裁判所から少年裁判所に事件を移送するという点においては、わが国における五五条移送に相当する。もちろん、わが国は自動的移送制度を持たず、実質的な判断<sup>8</sup>を経て事件が逆送され、五五条移送の判断はそれを踏まえた上で行われるものであるから、五五条移送とメリーランド州における逆移送とを単純に比較することはできない。しかし、逆移送に関するメリー

ランド州の運用を検討することにより、わが国の少年法五五条の解釈（とりわけ、原則逆送事件における五五条の適用）にも、参考となる知見が得られることが期待できる。

以下では、メリーランド州の裁判例の紹介・分析をしつつ、逆移送の要件の具体的内容（第一章）といわゆる「有罪の推定」を巡る問題（第二章）について検討を加える。

## 第一章 逆移送の要件とその内容をめぐる裁判例

### 一 メリーランド州の制度の概要

裁判例の分析に移る前に、メリーランド州における少年裁判所と刑事裁判所との移送制度<sup>9)</sup>について、同州の裁判所及び司法手続法（COURTS AND JUDICIAL PROCEEDINGS Code：本稿ではCJPと略称する）及び刑事訴訟法（CRIMINAL PROCEDURE Code：本稿ではCPと略称する）の条文に即して簡潔に概観しておきたい（条文の翻訳は本稿末尾の資料参照）。

CJP第三編は裁判所の一般的管轄について規定し、同編の八A節は少年事件の管轄について定めている。同法における少年年齢は一八歳（CJP3-8A-01(d)）であり、各カウンティの巡回裁判所が少年の非行（CJP3-8A-01(1)）の管轄を有する（CJP3-8A-01(j), 3-8A-03(a)(1)）。以下では、少年非行の管轄を有する巡回裁判所のことを少年裁判所と呼ぶ。ただし、①一四歳以上の少年が法定刑に終身刑が規定されている罪を犯したとき（CJP3-8A-03(d)(1)）、②一六歳以上の少年が第二級謀殺や故殺等の罪を犯したとき（CJP3-8A-03(d)(4)）、③成人扱いで重罪による有罪とされた前

歴がある者が重罪を犯した場合(CJP3-8A-03(d)(5))等<sup>10</sup>には、CP四―二〇二条による移送命令(逆移送)がない限り、少年裁判所は当該非行について管轄を有しない。これらの規定が自動的移送制度に相当するものである。また、自動的移送対象事件に該当しない場合であっても、一五歳以上の少年もしくは法定刑に終身刑が規定されている罪を犯した一五歳未満の少年については、少年裁判所は、移送のための審理において①少年の年齢、②少年の心身の状況、③少年の処遇適合性、④犯罪の性質と少年の関与の程度、⑤公共の安全を考慮し(CJP3-8A-06(a),(e))、当該少年が少年向けの更生手段の対象者として相当ではないことが証拠の優越により認定されれば、その管轄を放棄して事件を刑事裁判所に移送することができる(CJP3-8A-06(d)(1))。刑事裁判所への移送審理においては、少年裁判所は、当該少年が申し立てられた非行を行ったと仮定することができる(CJP3-8A-(d)(2))<sup>11</sup>。

自動的移送により刑事裁判所に事件が移送されても、刑事裁判所は少年裁判所に事件を移送すること(逆移送)が可能である。CP四―二〇二条は事実審理前の逆移送について規定しているが、その対象となるのは犯罪時一四歳以上一八歳未満の少年である(CP4-202(b)(1))<sup>12</sup>。移送の判断を行うに際しては、①少年の年齢、②少年の心身の状況、③少年の少年施設などにおける処遇適合性、④犯罪の性質、⑤公共の安全を考慮し(CP4-202(d))、逆移送が少年若しくは社会の利益に資することが証拠の優越により認定されれば、刑事裁判所は事件を少年裁判所に移送できる(CP4-202(b)(2))。刑事裁判所は、逆移送の決定に際して、少年、少年の家族、少年の環境及び事件の処分に関連するその他の事項に関する調査を命ずることができる(CP4-202(e))。移送決定は、移送の聴聞を行った日から一〇日以内に行われなければならない(CP4-202(f))、移送後は少年裁判所の通常の手続に従って事案が審理されることとなる(CP4-202(g))。

以上を前提に、次節では、CP4-2021(d)における逆移送の基準となる五つの要件が、裁判例においてどのように判断されているかを見ていくこととする。

## 二 逆移送の要件に関する総論的問題

### (一) 逆移送の可否に関する判断基準としての「裁量の濫用」

メリーランド州の裁判例において、少年事件の逆移送の要件の解釈及び適用が争われるのは、控訴審であることがほとんどである。自動的移送対象事件においては刑事裁判所としての巡回裁判所が第一審管轄を有するが、一審での逆移送の申立が認められなかった場合、弁護士は上訴審において巡回裁判所がその裁量を濫用して逆移送の規定を解釈し逆移送を認めなかったと主張することになる。本稿で分析の対象とする裁判例は、巡回裁判所の裁量の濫用が争点となったものである。<sup>13</sup>

裁判所が、逆移送の要件を検討する際に裁量を濫用したかどうかを、いかなる基準によって判断するかが問題となる。この点についての先例として引用されるのが、一九九四年のNorth事件判決である。<sup>14</sup>同判決は、下級審の判断に裁量の濫用があるといえるのは「下級審の判断が、上訴裁判所が想定する中心線 (center mark) からかなり外れ……上訴裁判所が最低限の許容範囲と考える一線を越えた」場合であり、そうした逸脱は「判決が根拠となると思われる認定から論理的に導かれないか、目的と合理的な関係がない」こと等により生じると判示する。<sup>15</sup>North事件判決が示したこの基準は、逆移送の可否が争われた裁判例においても用いられている。<sup>16</sup>

## (二) 逆移送の法的性質と認定方法

逆移送の要件として条文中挙げられているのは、①少年の年齢、②少年の心身の状況、③処遇適合性、④犯罪の性質、⑤公共の安全であるが、これら五つの要件が、例示列挙か限定列挙かについては、明らかではない。

この点について判示したのが、Milkowski事件判決である。同事件は被告人(犯行当時ほぼ一八歳)が四人の友人と自宅で薬物を使用中に、そのうちの一人(被害者)が暴れたため、被害者を床に押さえつけて首を絞めたところ、被害者が死亡したという事案である<sup>17</sup>。第二級謀殺の罪などで起訴された被告人は逆移送の申立を行ったが、巡回裁判所はこれを却下した。控訴審において被告人は、逆移送の要件は限定列挙であると解すべきであるのに、巡回裁判所は条文に列挙されていない要素を考慮して逆移送を認めなかった点に違法があると主張した。被告人によれば、巡回裁判所は、少年司法システムにおける安全な処遇施設の利用可能性、少年司法システムを通じた処遇の選択肢が十分に存在しているか、少年司法システムにおける被告人の処遇機関、当該カウンティにおける他の少年の犯罪の抑止といった条文には明示されていない要素を考慮して逆移送の申立を却下したが、こうした判断は逆移送の要件を限定した法の趣旨に反し許されないというのである<sup>18</sup>。

これに対して、控訴審は、Gaines及びWhaley事件判決を参照しつつ、次のように判示して被告人の主張を退けた。しばしば逆移送の審理で提出され検討の対象となるメリーランド州少年司法局(Department of Juvenile Service、以下DJS)の報告書のように、法律に書かれていない要素の考慮を行うことは認められている。そして、条文の文言において明示的に規定された要素をその背景から完全に切り離すことは不可能であるし、硬直的な解釈は公共の利益や少年の利益、少年司法全体の利益に資するところがない。こうしたことから、巡回裁判所は法廷に提出されたすべて

の関連情報を考慮しうる。ただし、①条文に明示的に規定されていない要素の考慮することにより、条文に規定されている要件の考慮を歪めたり、②CFR3-8A-02(a)(1)に明記された少年司法システムの目的（公衆の安全及び地域社会の保護、被害者と地域社会に対する少年の応答責任、少年の社会復帰に向けた改善更生の目的の調和を確保すること）と一致しない解釈が行われたりする場合は、この限りではない<sup>19)</sup>。

以上の解釈を前提に、裁判所は、確かに本件においては、巡回裁判所は条文に明示されていない要件を考慮しているが、それは条文の要件の考慮をゆがめていないし、少年司法システムの目的と一致しない解釈を行っているのではなく、逆移送の判断に裁量の濫用は見られない、という。たとえば、巡回裁判所は、被告人の処遇施設の利用可能性や処遇の選択肢を考慮しているが、これは法の目的である公共の安全と少年の応答責任を調和させるためには必要なことであるし、少年司法システムが被告人を改善更生できるかどうかにも関連する。また、逆移送がその他の少年の抑止に資するかを検討した点は、公共の安全と地域社会の保護に関係するのである。こうして、本件において巡回裁判所が逆移送の申立を却下したことは、裁量の濫用を見出すことはできない<sup>20)</sup>。以上が、Mikowski事件判決の主旨である。

逆移送の可否が争われたその他の裁判例を見る限り、Mikowski事件判決が示した上記①②について明示的に述べているものは見当たらない。しかし、上記①については、逆移送の申立を受けて開かれる聴聞において、DJSの報告書（管轄移送調査報告書：Transfer of Jurisdiction Investigation Reportと呼ばれることがある<sup>21)</sup>）の検討ないしDJS職員（管轄移送調査報告書）の証人尋問が行われ、裁判所は逆移送の五要件を認定する際にこれらに依拠していることからすると、他の裁判例もMikowski事件判決と同様の考え方を前提にしているといえる。DJSの報告書においては、移送の五要件について



の調査結果が記載されるが、移送の可否についての意見が付けられることもあれば、特定の処分を推奨しない場合もある。<sup>24</sup> 逆移送の聴聞において、裁判所がDJSの報告書を点検し、検察官、弁護士から意見を聴き、被告人、被告人の保護者・監護者等から事情を聴くことも行われている。<sup>25</sup> 上述の通り、DJSの職員に対する証人尋問が行われることもある。<sup>26</sup> また、上記②については、逆移送の判断において目的規定と逆移送の五要件を意識的に関連付けた裁判例は見当たらないが、逆移送の五要件自体がCJP3-8A-02(a)(1)の掲げる目的と重なりうることから、五要件に関する判断において裁判所の立場を推測することは可能であろう。

以上の総論的な検討を前提に、次節では、裁判例において逆移送の五つの要件がどのように判断されているのかを見ていくことにする。

### 三 逆移送要件の具体的内容

#### (一) 年齢

年齢要件について各裁判例が重視しているのは、成人年齢(一八歳)への近さである。裁判所は、少年を成人と同視できるかという判断を基礎づける一つの要素として年齢を考慮しており、一八歳に近いという事実は逆移送を認めない方向にはたらく。<sup>27</sup>

年齢要件の判断では、少年の暦年齢が述べられるにとどまり、少年がその年齢における通常の知的能力等を有しているかは考慮されない。Smith事件判決において、弁護士は、当該被告人の思考・学習・行動能力の実際を踏まえた上で年齢の意味が考慮されなければならず、成人に近い年齢の犯罪が「通常の発達を遂げた人間によるもの」では必

ずしもないと主張し、暦年齢のみを形式的に考慮することを批判しているが、裁判所は年齢要件においてはそうした実質判断は行わず、心身の発達要件において考慮すべきであると判示している。<sup>28</sup>

このように、年齢要件は、暦年齢として判断の対象となっており、その他の四要件の判断の内容とは直接に関係せず、当該少年が成人と同視しうるかを、おおまかに判定する機能を有しているといえる。

## (二) 心身の状況

少年の身体の成長状況（身長、体重等）については、成人並みであることの一つの指標とされることがあるほか、処遇に影響を与える障害の有無が確認されることもある。<sup>30</sup> 心身の状況要件について主として検討の対象となるのは知的・精神的な成熟度である。判断要素としては、心理的要素（衝動的な行動、意思決定や意思疎通のスキルの成熟度、<sup>31</sup> ADHD等の有無<sup>32</sup>）や知的能力（学校の成績）、<sup>33</sup> 薬物（マリファナ、アルコール、その他の薬物）<sup>34</sup> 乱用状況、交友関係やギャング組織などへの加入状況<sup>35</sup>などが検討の対象とされている。

こうした諸事情は、裁判例において客観的に記述されるにとどまり、その意義が検討されることはほとんどない。Goldo事件判決は、「少年の心身の状況については、逆移送の判断にどのように影響を与えているかは明確でない。Goldo事件判決は、「少年の心身の状況については、逆移送を積極に解する方向にはたらく。被告人は身長五フィート一〇インチ、体重一二〇ポンド……背が高く、やせ型であり、年齢通りの若者である。彼は家族と一緒に暮らしているが、学校には行っておらず、働いてもいない。身体状況は、成人といえるものである。認識能力については、率直に言って、低いレベルである。被告人の学校での成功を考えれば、学習や、雇用もうまく行きそうであるが、精神と身体状況のバランスを考慮すると、本要件につい

ては逆移送に積極に働く」と述べているが、「精神と身体状況のバランスを考慮すると」という判示からは、少年の心身の状況が未発達であることに照らすと、少年司法システムにおける処遇が望ましいと考えていることが伺える。そうであるとするれば、少年の心身の状況は、第三要件の処遇適合性を判断する基礎となる一事情として扱われていると評価することができる。<sup>37</sup>

### (三) 処遇適合性

逆移送を申し立てる少年側が強調することが多く、また、DJSの報告書においても、手厚く記述されるのが処遇適合性の要件である。処遇適合性の判断は、DJSの報告書の取調べ、DJS職員の証人尋問、民間の更生団体や心理学者等の証人尋問などを通じて行われる。

処遇の「適合(amenable)」の判断は、少年の非行歴やこれまでの処遇歴などを踏まえて、裁判所の裁量により決定される。これに対して、Davis事件判決における弁護士は、「適合(amenable)」という言葉の語義を根拠として、少年が少年司法システムにおける処遇に服する「意思」があれば処遇適合性の要件は充足されると主張する。弁護士は、Black's Law Dictionaryにおけるamenableの定義<sup>38</sup>を引用しつつ、裁判所の処遇適合性についての検討は、少年が少年司法システムの処遇を利用する意思があるかどうかではなく、当該処遇を受ける資格があるかどうかだけに焦点を当てている点において不十分な検討しか行っていないと主張する。しかし、この弁護人の主張は、「事実審の裁判官はすべての思考と論述過程を記述する義務」はなく、特段の理由がない限りは法律を適切に適用していると推定されることから、こうした主張は「意味論的議論」以上のものではないとして裁判所に排斥されている。<sup>39</sup>

処遇適合性の判断の基礎事情としては、当該少年を処遇する適当な施設があるか、過去に少年施設における処遇を受けたことがあるか<sup>41</sup>、プロベーション中における態度（被害弁償への対応、遵守事項を守ったか、再犯をしたか）、家族との関係、カウンセリングの効果<sup>43</sup>、拘禁中の被収容者や職員に対する態度、処遇に対する取り組みの度合い<sup>44</sup>などが検討されている。

当然のことながら、処遇適合性の判断の基礎となる事情及び適合性それ自体の判断は、審理を経た上で行われなければならない。この点を明示的に判示したのが、Whaley事件判決である。本件の被告人（犯行時一六歳四か月）は武装強盗未遂、強盗未遂、第一級暴行により起訴された。起訴後、被告人は少年裁判所への逆移送を申立て、DJSのケースマネージメント専門官が移送調査報告書を作成し、被告人には逆移送が相当である旨の意見を付して裁判所に提出した。調査報告書において、DJS専門官は、被告人は少年としての処遇をこれまで受けていないこと、被告人の処遇施設を州内または州外において確保することは可能であることを、逆移送相当とする理由として挙げた<sup>45</sup>。一審においては、DJS専門官に対する証人尋問が行われ、逆移送に反対する検察官はDJS専門官に対して州外における処遇施設の確保が難しいことを指摘するなどの反対尋問を行った<sup>46</sup>。一審はつぎのように述べて、逆移送の申立を却下した。「被告人に対する）少年施設における処遇が通常の刑事司法システムにおける処遇よりも特に効果的であるとの証拠は見いだせない……メリーランド州のDJSにおける安全な拘禁施設は限定的である。犯罪の性質を考えたとき、安全な拘禁施設を探すことは、手続の大幅な遅延を招くだけである。一方で、少年はあと一年半で一八歳になる。本件犯罪については、必要であれば、五年を上限として刑事司法システムでの監督が可能であり、このような社会内処遇を通して、少年司法制度における処遇と同様に、被告人のニーズに答えられる。弁護人は、逆移送が必要で

あることを証明する責任も、逆移送が少年や社会の利益になることを証明する責任を果たしていない……<sup>47</sup>。これに対して、被告人は、一審は少年司法システムにおける処遇の選択肢を検討せず、処遇の可能性がないことを推定している点において裁量の濫用があるなどと主張して控訴した。控訴審は、こうした被告人の主張を認め、上記の引用部分についての事実を審理において確認されていない点において問題があり、新たな逆移送手続きが取られるべきであるとして、事件を巡回裁判所に差し戻した。<sup>48</sup>

Whaley事件判決においてはDJSの報告書の検討やDJSの専門官の証人尋問が行われたが、処遇適合性の認定においては、DJS以外の民間人の証言等が広く参考にされることもある。たとえば、Davis事件判決においては、DJS以外の証人による証言により処遇適合性の認定が行われており、①精神科医による精神医学概要報告書(被告人の人柄、気質、他者への態度)、②処遇施設のケースマネージメント専門家による拘禁中行動報告書(拘禁中のセラピーへの参加状況、スタッフへの態度等)、③社会内処遇に協力するNPO団体のプログラムディレクターによる証言(少年施設における処遇の適合性についての評価)、④臨床心理学者による報告書(過去のトラウマ体験、ガールフレンドとのトラブル)、⑤公設弁護士事務所のソーシャルワーカーによる証言(少年施設における処遇の効果等)の五人の証言が取調べられている。<sup>49</sup> なお、これらのうち、①④においては、少年の気質やトラウマ体験といった少年の心身の状況を踏まえた上で処遇適合性の評価が行われており、心身の状況が処遇適合性の基礎事情となっていることを窺うことができる。

#### (四) 犯罪の性質

第四要件である犯罪の性質は、第五要件の公共の安全と密接に関連することから、両者は一体で判断されることが多い<sup>50</sup>。しかし、条文上は別個の要件として規定されているという形式的な理由のほか、犯罪の性質がどのようなものかという問題と犯罪の性質が公共の安全にどのように影響を与えるかという問題とは一応区別できることから、ここでは両者を別個に扱うことにする。処遇適合性とは逆に、犯罪の性質と公共の安全については、逆移送の出張を却下するための根拠として、裁判例において取り上げられることが多い。

次章で検討するように、犯罪の性質を検討する際には、被告人が起訴の対象となった行為を実際に行ったことの推定は許されず、あくまで被告人が起訴された犯罪行為がもし真実であったとしたらという仮定が前提となる<sup>51</sup>。また、「犯罪」の性質の検討に際しては、単に罪名のみを形式的に検討するのではなく、ある程度具体的な行為態様やその犯罪の結果や社会的影響等についても検討が加えられている。たとえば、被害者に向けた発砲でその命を危険にさらす行為（第一級謀殺未遂、第二級謀殺未遂等<sup>52</sup>）、被害者及び地域社会に与えた甚大な危険（性的暴行、夜間侵入窃盗未遂等<sup>53</sup>）、計画性や殴打した後の被害者の容体を確認せずに逃走したこと（第一級謀殺未遂、第二級謀殺未遂等<sup>54</sup>）、計画的かつ住居侵入をした上での寝室での被害者に向けた発砲行為（第一級謀殺未遂等<sup>55</sup>）等である。

犯罪の性質要件を検討するとき、逆移送を認めるべきであるとする主張の補強として、弁護士側からしばしば言及されることがあるのがJohnson事件判決である<sup>56</sup>。Johnson事件は、自動車の運転免許を持たない一六歳の少年が運転を誤って歩道に乗り上げ二人に重傷を負わせ、二歳の被害者を死亡させたという事案である。一審は少年裁判所から刑事裁判所に管轄を移送したが、控訴審は、発生した結果は重大であるものの、少年に前歴がなく、更生可能性も認め

られ、また犯行には計画性がない等の理由により、一審の判断を覆した。Johnson事件が被告人側からしばしば引用される理由は、発生した結果が重大であるにも関わらず刑事裁判所への移送を否定していることから、重大な事案であっても逆移送を肯定するための根拠となりうるからである。しかし、逆移送に関する近年の裁判例を概観する限りは、Johnson事件の引用が裁判所に好意的に取り上げられたものはない。Johnson事件判決は、犯罪の性質を過度に考慮して処遇適合性に重きを置かなかった一審の判断を問題視しているのであり、犯罪の性質が重大であるが直ちに逆移送を認めた事案ではないからである。<sup>58</sup>

#### (五) 公共の安全

公共の安全要件については、上述の通り、犯罪の性質要件と一体で判断されることが多く、両者を明確に区別して検討する裁判例は見当たらない。自分をコントロールする能力の欠如や過去の少年施設における処遇の効果が上がっていない等の被告人の心身の状況や処遇適合性も、理論的には公共の安全と関連しうるようにも思われるが、逆移送を認めた事案においては、犯罪の性質と公共の安全とを関連付けるものがほとんどである。たとえば、夜間住居侵入窃盗未遂等が罪名であるJohnson事件判決においては、「被告人の起訴理由となった犯罪と、被告人の犯罪への関与の態様については、被害者及び地域社会へ与えた影響は、残念ながら移送調査報告書に書かれているものよりも、その影響は甚大であると言わざるを得ない。第四要件(犯罪の性質)は、当裁判所の見解では、第五要件(公共の安全)と同じく、移送に強く消極方向にはたらく。被告人は地域社会に対する大きな脅威である。記録の全部を見ても、その強さは変わっておらず、こうした事情は、少年司法システムへの移送を否定する方向にはたらく。」という判示がなさ



れており、<sup>59</sup> 犯罪の性質と公共の安全が一体的に判断されていることが端的に示されている。

これに対して、Hoffman 事件判決は、形式的には、犯罪の性質と公共の安全を別個に検討しているものの、その区別は明確ではない。同判決は、犯罪の性質要件については、犯行の計画性が認められること、犯人が被害者を強い勢いでためらいなく殴っていること、被害者の状態を確認せずに現場から逃走したことを指摘し、逆移送に消極的に働くことを指摘している。他方で、公共の安全要件については、被害者は被告人に対して犯行前に脅威を与えたり挑発したりしていないこと、被害者が被告人の友人からマリファナを盗んだことに腹を立てたという身勝手な動機に基づくものであることから、公衆の安全に対する明白かつ深刻な危険があるとしている。これら二つの要件に対する判断を比較すると、前者が犯罪行為それ自体に密接に関連する事情を、後者がそれ以外の周辺事情を指摘しているようにも見える。しかし、前者においては受傷した被害者の状態を確認していないという事実も指摘されていることから、このような区分けが徹底されているとも言いがたい。このように、裁判例における犯罪の性質要件と公共の安全要件の取り扱いは、条文上区別されているので別個に判断されているだけであり、実質的には、両者における明確な区別はなされていないというのが実情であるといえよう。

#### 四 小括

以上の裁判例において示された五要件についての判断を大別すると、年齢・心身の状況・公共の安全の三要件はそれだけでは逆移送の可否の判断に直接つながらないのに対して、処遇適合性・犯罪の性質の二要件が、逆移送の可否を判定する実質的な基準になっていると評価できる。



年齢の要件は、一八歳に近いか遠いかを測る客観的指標であり、成人年齢に近ければ逆移送の肯定方向に働くという機能を有している。もっとも、成人に近いからといって、直ちに逆移送が却下されるわけではなく、近い場合は、その他の要件で逆移送を認めるのに足りる実質的な事情があるかをより慎重に審理するという意味で、形式的なスクリーニングとしての意味合いを有しているということが出来る。心身の状況要件は、独立で意味を持つというよりは、他の要件の判断の前提ないしその補助としての機能を有しているという点においては年齢要件と同質的であるが、一定の心身の状況にあることが逆移送の可否いずれの方向に働くかは直ちに判明しない。むしろ、心身の状況要件は処遇適合性の判断資料を提供するという機能を有している<sup>60</sup>。また、公共の安全要件も、心身の状況要件と同様に、独立で意味を有するものではない。しかし、公共の安全要件は、別の要件の前提となっているわけではなく、犯罪の性質要件とほぼ一体化して判断されていることについては、前節で検討した通りである。

処遇適合性の要件と犯罪の性質要件は、逆移送の可否においてとりわけ重要である。自動的移送の対象事件は、一定程度以上の重大なものであることから、犯罪の性質は逆移送を否定する方向にはたらしやすい。そこで、逆移送を求める少年側としては、犯罪の性質が逆移送に否定的に働く作用を減殺する必要がある。その際には、少年の処遇適合性が高いことを主張することのほか、犯罪の性質要件の考慮の方法が不当であるという主張が行われる。この点については、次章で検討する。

## 第二章 逆移送を検討する前提としての「有罪の推定」を巡る裁判例

### 一 有罪の推定の考慮の可否—Whaley事件判決

#### (一) 問題の所在と事実の概要

前章で見たように、逆移送を認めるかどうかの検討に際しては、犯罪の性質を考慮に入れる必要があるが、ここでは、その際に少年が罪を犯したことを推定してよいかが問題となる。少年裁判所から刑事裁判所への移送において、裁判所は移送の対象となる少年が申し立てられている非行を行ったと仮定することができる (CJP3-8A-(d)(2))。これに対して、刑事裁判所から少年裁判所への移送 (逆移送) においては、罪を犯したことの推定について条文上何も書かれていない (CP4-202(d)(4))。この点をどのように解釈するかが争われ、裁判所が詳細な判示を行ったのが、Whaley 事件判決である。

Whaley 事件の事実の概要は、次の通りである。二〇〇七年一月一二日午後七時一〇分ころ、Salisbury警察に武装強盗未遂があったとの通報があった。被害者によれば、二人の黒人男性が被害者に近づいてきて、金はないかを聞き、ポケットの中を探ってきた。ポケットの中に何も入っていないことが分かると、犯人の一人が被害者のナップザックをつかんで引きはがそうとした。その時、もう一人の犯人が B B ガンで被害者の顔を二回撃った。なお、最初の犯人が B B ガンを持っていたのか、B B ガンの発砲が本当にあつたのかには争いがある。

武装強盗未遂の直後、被害者の友人が警察に通報した。友人はこの事件の目撃者ではないが、警察とやり取りをした。というのは、被害者はほとんどしくは全く英語を話せなかったからである。被害者は恐らく強盗であると思わ

れる者についてはつきりとした供述を行えなかった。被害者は、犯人が顔を隠していたのでその顔を見ていなかったという。被害者は、身長、体重、が違憲などのその他の特徴によっても、犯人の特定をしていない。しかし、友人を通じて、被害者は、襲撃者が二人の黒人男性であること、黒いフードをかぶって灰色のシャツを着ていたことは述べた。被害者の証言を受けて、Whaleyを含む被疑者の面通しが行われ、被害者はWhaleyが現場にいたと述べた。<sup>61</sup>

被告人Whaleyは事件当時一六歳四か月であったが、武装強盗未遂、強盗未遂、第一級暴行等で起訴された。起訴後に、Whaleyは少年裁判所への事件の管轄移送及び児童に関する調査要請(Request for a Study concerning Child)を申し立て、要請は認容された。州は、逆移送の申立に反対し、「被告人は被害者に向けてBBガンの引き金を引いて武装強盗未遂を行い、被害者の頭部に数回発砲したとされる」とし、逆移送手続の前提として、裁判所はWhaleyの有罪を推定すべきであると主張した。<sup>62</sup>巡回裁判所は、DJS専門官の証人尋問を行った結果、逆移送の申立を却下した。これに対して、被告人は、巡回裁判所は逆移送の要件である犯罪の性質を考慮する際に、不適切にも被告人の有罪を推定したなどとして控訴した。<sup>63</sup>

## (二) 判断

控訴審は、Whaleyの主張を認め、逆移送についての審理が不十分である等として事件を巡回裁判所に差戻した。逆移送の五要件を踏まえつつ、少年裁判所への逆移送が少年または社会にとって最善の利益であることを示す責任は少年にあり、巡回裁判所がその主張の妥当性を検討し、上訴審は巡回裁判所の判断に裁量の濫用がないかを見直す。本件で提起された起訴された少年の有罪推定をCP四—二〇二の適用に際して認めるかどうかは純粹な法律問題である

から、裁量の濫用に該当するか否かという観点からではなく、新たに見直し可能である。<sup>64</sup>

このような前提に立ち、控訴審は、被告人の犯罪の推定に関する規定がCJPにはあるにもかかわらず、CPには存在していない理由の検討に移る。控訴審は、移送と逆移送の裁判で考慮される要件は「同様である」と言われることがあるものの、両者の立法史を検討すると、この二つの法律には重要な点で違いがあるとす。すなわち、一九六九年法四三二章においては、逆移送の基準は「子どもと社会の利益」であったが、一九七五年、少年裁判所から刑事裁判所への移送（一九七五年法五五四章）と、刑事裁判所から少年裁判所への逆移送（一九七五年法八三〇章）が分離された。前者の移送基準においては、「管轄権の放棄決定の目的のため、裁判所は少年が申し立てられた非行行為に關与していることを推定するものとする」という文言が規定された。他方で、後者の移送基準においては、有罪の推定に關する文言は規定されなかった。<sup>65</sup> 移送と逆移送における五つの要件が共通していることから、有罪の推定規定は、逆移送においても適用可能であると解釈することも可能であるようにみえる。しかし、①一九七五年法五五四章、八三〇章は、同じ会期中に立法されて同じような日にちに両院を通過したこと、②両法案は、下院と上院の同じ委員会会で検討され、同じ一般的な主題を扱っており、一つの法案とすることが容易であったこと、③八三〇章は、五五四章の移送要件を大部分複製したものであること等の状況に鑑みると、逆移送を規定した八三〇章に有罪推定の規定を盛り込まなかったことは、議会の意図的な決定以外の何物でもないと解すべきである。<sup>66</sup>

さらに控訴審は、CPに有罪推定要件が入っていない理由について、「ある法律の枠組みに有罪推定を含め、その他には含めないとすることについては、いくつかの理由がある」として、次のように判示する。すなわち、移送（少年裁判から刑事裁判所）の場合は、移送を正当化する責任がなお追側である州に残っていること、移送後には少年裁

判所とは異なる刑事裁判所が実際の有罪・無罪の判断を行うということから、有罪の推定を行うことによる弊害は減少する。他方で、逆移送（刑事裁判所から少年裁判所）の場合には、①逆移送を正当化する責任は少年側にあり、②有罪が推定される状況では被告人は逆移送を躊躇しうるし、③逆移送の聴聞を行い（逆移送という限られた目的のためであるとはいえ）有罪の推定を行ったのと同じ判事が、刑事裁判において審理を行うこともありうる。さらには、④有罪の推定がなされることで逆移送の五要素の検討が歪められることすらありうる。具体的には、犯罪の性質要件と公共の安全要件はその性質上結び付きやすいし、また、重大犯罪の有罪を推定された者が、公共の安全への脅威と考えられ、処遇適合性がないとみられることは驚くべきことではない。このように見てくると、逆移送の判定で有罪の推定を認めてしまうと、「少年の利益になるとき」少年裁判所に逆移送するという制度の趣旨にも反するとすらいえるのである。<sup>67</sup>

控訴審は、記録を精査すると、本件の第一審がまさにそうした誤りを犯したとする。一審において、巡回裁判所は、検察官が主張した被告人の有罪推定に同意した上で、被告人が武装して被害者に発砲したという行為について有罪であると推定した。しかし、事後的に見れば、裁判での完全な証拠記録と陪審の評価に基づく、この推定は矛盾しないまでも、誇張されていた可能性があることが判明した。<sup>68</sup> もちろん、逆移送の申立てを受理した裁判所に予知能力者であることを求めることはできないのであるから、起訴された事実の骨格に基づいて決定することは誤りではないが、CP四―二〇二の適用に際して、有罪の推定を前提とすることは、法的な誤りである。<sup>69</sup> 新たな逆移送の聴聞がなされるべく、本件を巡回裁判所に差戻す。<sup>70</sup>

逆移送において有罪の推定を禁じたWhaley事件判決は、その後の裁判例においても踏襲されている。たとえば、

Gaines事件判決においては、一審は逆移送の聴聞において有罪の推定をした違法があるとする被告人の主張は、「巡回裁判所は、申し立てられた犯罪の性質を検討する際に控訴人の有罪を推定しておらず……客観的に強盗行為を物語っており、被告人が特定の行為を行ったという推定を述べていない」として退けられた。<sup>71</sup>

## 二 「有罪の推定」禁止の外延—Moncher事件判決

逆移送において犯罪の性質を考慮する際には、有罪の推定を行ってはならないことは裁判例において一般的に認められているものの、Whaley事件判決が犯罪の性質を検討する際に考慮に入れることを認めた「起訴された事実の骨格」が具体的に何を意味するのかが明らかではない。この点について参考になるのが、犯罪の性質を考慮する際に、被告人の当該犯行への関与の程度を考慮することの可否が争われたMoncher事件判決である。

被告人Moncher（犯行時一七歳）は、自動的移送の対象である誘拐等の罪で起訴され、刑事裁判所で審理を受けることとなった。刑事裁判所において被告人は逆移送の申立を行ったものの、巡回裁判所はこれを却下した。被告人は、巡回裁判所の逆移送の申立却下は、違法に有罪推定したためである等として控訴した。

控訴審は、Whaley事件判決を引用して、有罪の推定は禁じられるということを確認しつつ、Whaley事件判決は被告人の犯罪への関与の程度を考慮することを禁じるものではないとして次のように判示する。<sup>72</sup> 犯罪の性質を考慮する際に、被告人が行ったとされる具体的な行為態様を考慮しないということは困難であるから、犯罪の類型のみならず行為の態様や状況も考慮に入れる必要がある。たしかに、Whaleyの一審（巡回裁判所）は被告人の有罪を明らかに推定しているが、本件における裁判所の意見は、有罪の推定を明示的に述べていないことはもちろん、黙示的にすら述べ

ていない<sup>73</sup>。本件においては、裁判所は、被告人に対する申立を単に述べているだけであり、条文中、犯罪の性質を考慮することが求められている以上は、これ以外の選択肢はほぼ存在しない。したがって、裁判所は、被告人の犯罪への関与の程度を議論し、考察し、検討する際に誤りを犯していないし、その裁量を濫用してもおらず、被告人の誘拐への関与を考慮することが認められる。具体的には、誘拐が実行されていたときに犯行に関与していたこと、ATMから被害者に現金を引き下ろさせるのに十分な時間が経過するまで、怪我をして目隠しをされた被害者を犯行現場で拘束したことを、犯罪の性質要件を検討する際に考慮に入れることが許される。控訴審は以上のように述べ、被告人の申立を退けた。

前述したWhaley事件判決が示した有罪の推定禁止の根拠(立証責任、逆移送申立の萎縮、判断する裁判所の問題、五要件の検討への影響)には十分な理由があるが、どのような判断を行えば有罪の推定禁止に抵触しないのかについては、裁判例においてもまだ十分な議論が行われていない状況にある。

## おわりに

本稿では、メリーランド州における逆移送に係る要件の具体的内容及び判断の前提となる有罪の推定の可否について、裁判例の分析を行った。その内容を簡潔にまとめると、次の通りである。逆移送に係る五つの要件は、直接的には逆移送の可否に影響しないもの(年齢、心身の状態、公共の安全)と、実質的に影響するもの(処遇適合性、犯罪の性質)とに区分される。自動的移送の対象事件は一定以上の重大犯罪であるため犯罪の性質要件は逆移送を認めな



い方向に作用するのが通常であり、処遇適合性要件はその逆に作用する。犯罪の性質要件を検討する際には、少年が有罪であることを前提にはならないが、起訴事実の「骨格」が真実であることを前提に、たとえば少年の犯行への関与の程度などを考慮に入れることは許される。

本稿で検討した逆移送制度には、さらなる発展可能性がある。Stammは、少年事件における逆移送制度を、二〇代半ばまでの若年成人（もしくは青年（adolescent））に拡張することを主張している。<sup>74</sup> 近時の連邦最高裁は、「子どもは異なる（children are different）」という概念を発展させ、少年の減弱した有責性を無視した厳罰政策に対応してきたと分析されることがあるが、<sup>3,75</sup> Stammはこの考え方を、若年成人にも適用すべきであるとし、その根拠として、①脳の発達は一〇代の半ばまで続くので若年成人（一八歳から二五歳）は心理学的には少年と類似していること、②若年成人は衝動的、行動の長期的な結果を考えない傾向にあること、③少年を成人として起訴した場合の再犯率は少年裁判所に留め置いた場合よりも高いことなどを挙げている。<sup>76</sup>

Stammは、三六州が少年裁判所の管轄を被告人が二一歳に到達するまで認め、六州が二二歳と二五歳の間にその線引きをしており、少なくとも二五州が刑の減軽、特別の裁判所や刑事施設の設置といった刑事司法政策を採用しているものの、その取り組みはなお断片的なものにとどまっており、若年の犯罪者を処遇する首尾一貫した枠組みを構築することが求められる、とする。<sup>77</sup> 刑の減軽、年齢に即した処遇プログラムへのアクセス等の措置は、成人の刑事司法システムの中で断片的に行うのではなく、少年司法システムに若年成人を取り込んだ方が効果的かつ効果的であることに鑑み、<sup>78</sup> Stammは、①少年年齢の二一歳への引き上げ、②中間的な取り扱いをする若年成人を二五歳までに設定することのほか、③若年成人への逆移送の適用を提言する。<sup>79</sup> 特に③については、二一歳から二五歳までの刑事事件は成



人裁判所が原則として管轄を有するが、一定の場合には、事件を少年裁判所に移送できるようなことが提言されている。<sup>80</sup>

このようなStammの提言は、アメリカにおいてもまだ実現しておらず、また、わが国においてすぐに導入できる状況でもない。しかし、令和三年の少年法改正により、一八歳以上の少年が特定少年とされ、少年と成人の中間的な取り扱いを受けることとされ、「実質的には中間層(若年層)の特則を認める方向性に一歩踏み出したものということが<sup>81</sup>」<sup>81</sup>るため、中間層(若年層)に対する少年司法の活用という観点からは、Stammの提言は注目に値する。

本稿では、メリーランド州における逆移送をめぐる裁判例を紹介したにとどまり、その理論的な検討を行うことができなかった。本稿で検討したメリーランド州における逆移送の運用を踏まえたわが国少年法五五条の解釈や、若年成人への逆移送制度の拡張可能性についての検討は、今後の課題とし、別稿において検討を加えたい。

### 〈注〉

(1) 津田雅也「メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について」(二・完)法政研究(静岡大学)二二巻二号(二〇一八年)一頁、二四巻一号(二〇一九年)一一七頁参照。

(2) メリーランド州においては、①事実審前の刑事裁判所から少年裁判所への移送(Md. Code Ann., Crim. Proc. 4-202)と②量刑前の刑事裁判所から少年裁判所への移送(Md. Code Ann., Crim. Proc. 4-202.2)がある。本稿では、①を分析の対象とする。

(80) Feld=Moriarty, Cases and Materials on Juvenile Justice Administration (5th ed. 2018) 666, Whitehead & Lab, Juvenile Justice (8th ed.

2015) 223, 225.

- (4) 放棄 (waiver) という用語からは、手続の実態を思い浮かべることが難しいと思われることから、逆移送という訳語を当てることにした。ただし、本稿末尾の条文の翻訳では、原語の通り「放棄」と訳した。
- (5) 検察官の裁量により少年裁判所と刑事裁判所の起訴を選択する法制を採用している州と自動的移送制度を持つ州の半数で、こうした逆移送制度が認められている。Feld=Monteary, *Juvenile Justice Administration in a nutshell* (4th ed. 2018) 248.
- (6) 本稿第一章で検討する裁判例においてはしばしば引用される *In re Johnson*, 304 A.2d 859 (1973) がその例である。
- (7) Feld, *supra* note 5 at 248.
- (8) 二〇条一項の場合は刑事処分相当性が認められることの判断が、二〇条二項の場合は但書に該当しないことの判断がこれに当たる。一八歳及び一九歳の特定少年に対する逆送を定めた令和三年改正少年法(令和四年四月一日施行)六二条一項、二項も同様である。
- (9) 自動的移送制度及び少年裁判所の管轄放棄の詳細については、津田・前掲注(一)参照。
- (10) その他、少年裁判所の管轄を制約する事由については、CJP3-8A(d)(2)(3)(6)を参照。ただし、これらの事由に該当し刑事裁判所に移送された事件は、逆移送の対象にならない(CP4-202(b)(2))。
- (11) 逆移送について定めるCP四一二〇二においては、このような推定規定がない。ことから、逆移送の審理において裁判所が「有罪の推定」を前提とすることができると争われている(Whaley v. State, 186 Md. App. 429 (2009)など)の連続の裁判例。詳細は本稿第二章)。
- (12) ただし、犯罪時に一六、一七歳の少年が第一級謀殺により訴追された場合はこの限りでない(CP4-202(c)(1))。
- (13) *Brown v. State*, 169 Md. App. 442 (2006), *Whaley v. State*, 186 Md. App. 429 (2009), *Gaines v. State*, 201 Md. App. 1 (2011), *Wilkins v. State*, 2014 Md. App. LEXIS 164 (2014), *Mikowski v. State*, 2016 Md. App. LEXIS 450 (2016), *Smith v. State*, 2016 Md. App. LEXIS 600

(2016), *Moncher v. State*, 22018 Md. App. LEXIS 909 (2017), *Coloko v. State*, 2018 Md. App. LEXIS 1183 (2018), *Ramsey v. State*, 2019 Md. App. LEXIS 681 (2019), *Rodriguez-Hernandez v. State*, 2019 Md. App. LEXIS 854 (2019), *Hoffman v. State*, 2019 Md. App. LEXIS 948 (2019), *Reynoso v. State*, 2019 Md. App. LEXIS 1057 (2019), *Davis v. State*, 2020 Md. App. LEXIS 994 (2020), 1. Estrada v. State, 2020 Md. App. LEXIS 30 (2020) の各裁判例。以下では、引用の煩雑さを避けるために、*Gaines* 1 のように証人尋問の証言集の頁数のみを略記する。

- (14) *North v. North*, 102 Md. App. 1 (1994).
- (15) *Id* at 21.
- (16) *たみろし* *Gaines* 21, *Wilkins* 9, *Davis* 10, *Smith* 13.
- (17) *Mikowski* 1-5.
- (18) *Id* at 15-16.
- (19) *Mikowski* 19-21.
- (20) *Id* at 21-22.
- (21) *Ramsey* 4.
- (22) *たみろし* *Smith* 12, *Ramsey* 4. ただし、逆移送の決定を下す際に DJS の報告書に依拠する点とまづは求められている。<sup>20</sup> *Ramsey* 16.
- (23) *Whaely* 437.
- (24) *Davis* 12.
- (25) *Wilkins* 9.
- (26) *Whaely* 437-440 においては、DJS のケーススマネジメント専門官に対する証人尋問の様子が詳細に記載されている。

- (27) Goloko 8, Rodriguez-Hernandez 15, Hoffman 13, Davis 18<sup>46</sup> 39°
- (28) Smith 13-14.
- (29) Hoffman 13, Goloko 9.
- (30) Rodriguez-Hernandez 16.
- (31) Smith 14.
- (32) Ransey 6.
- (33) Id.
- (34) Hoffman 14.
- (35) Brown 450.
- (36) Goloko 9.
- (37) 次項において紹介するDavis 12-17の専門家の証言からも、それを読み取ることができる。
- (38) 第一一版においてamenableは「権威を認めること、服従する準備と意思があること」と定義されている。
- (39) Davis 27.
- (40) Brown 449.
- (41) Smith 17.
- (42) Goloko 10.
- (43) Reynoso 9.
- (44) Davis 12.

- (45) Whaley 436-439.
- (46) Whaley 437.
- (47) Whaley 440.
- (48) Id 450.
- (49) Davis 12-17.
- (50) たじみ<sup>24</sup> Wilkins 10.
- (51) Rodoriguez-Hernandez 21.
- (52) Brown 450.
- (53) Goloko 11.
- (54) Hoffman 15.
- (55) Davis 33.
- (56) Brown 19-20, Wilkins 12, Hoffman 20-21, Reynoso 15-17, Davis 28-33.
- (57) Wilkins 12.

(58) Reynoso 事件判決は「……被告人は自らの主張の根拠として、Johnson 事件を挙げるが、これは先例としては不適当である。Johnson 事件では、結果は重大ではあったが、犯罪の性質、被害者の行為後の事情や前歴も大きく異なるからである。Johnson 事件の被告人は、思いやりのある模範的な生徒であり、高校の成績も良かった。また、故殺による点も大きく異なる。被告人の行為はより有責である。運転を誤って被害者を殺害したJohnsonとは異なり、本件は強盗、強制性交の事案である……本件では……昼間の大胆な武装強盗に参加した者が、再びこのように非常に暴力的で不必要な行為を行う可能性を、Johnsonによる無謀だが意図的でない行為よ

りも重く評価した。記録から、巡回裁判所が、逆移送の申立の計算において、犯罪の性質と公衆の安全を、他の要件よりも重く見たことが分かる。巡回裁判所の判断に、裁量の逸脱も誤りも見られない。」と判示している。Reynoso 12-17.

(59) Goloko 11.

(60) なお、心身の状況要件は、理論的には、犯罪の性質や公共の安全要件とも結びつきうるが、裁判例においてこの点をはっきりと述べたものは見当たらない。Davis事件判決では、処遇適合性の項目において、四度目の犯行となった本件において、被告人がより暴力的になったことを指摘しているもの (Davis 28) これは、犯罪の性質それ自体について述べたというよりは、再犯を繰り返し暴力の程度を強めるという態度に焦点を当てているとみることができよう。

(61) Whaley 434-435.

(62) Id at 436.

(63) Id at 443.

(64) Id at 444.

(65) Id at 445.

(66) Id at 446.

(67) Id at 447.

(68) 本件においては、Whaleyが主たる実行者ではない可能性が初期段階から示唆されていた。CO2カートリッジはWhaleyではなく共犯者のところで発見された。現場に赴いた警察官も、「二人の男性がBBガンを持っていた」と証言しているに過ぎない。Id at 448.

(69) Id at 449.

(70) Id at 450.

- (71) Gaines 16. その他 Mikowski 18-19, Moncher 14-16, Estrada 26-28など。
- (72) Moncher 15.
- (73) Id at 17.
- (74) Alex A. Stamm, Note: Young Adults Are Different, Too: Why and How Can Create a Better Justice System for Young People Age 18 to 25, 95 Tex. L. Rev. Online 72 (2017) 72.
- (75) Feld, The Evolution of the Juvenile Court (2017) 195. こうした考え方は、犯罪時一八歳未満の少年に対する死刑が第八修正に違反することをRoper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005)以降の一連の最高裁判決において示されており、少年は成人の犯罪者よりも有責性が低く、更生の影響を受けやすい等の理由で、刑事司法において少年と成人を別個に取り扱うべきであること等を根拠にしている。
- (76) Stamm, supra note 74 at 73.
- (77) Id.
- (78) Id at 100.
- (79) Id at 103.
- (80) Id.
- (81) 廣瀬健二「少年法改正について」刑事法ジャーナル六七号(二〇二一年)四〇頁。

## ○条文資料

### 【メリーランド州裁判所及び司法手続法】

#### 38A-02 この編の目的と構造

- (a) 目的—この編の目的は、以下の通りである。
- (1) 少年司法システムが、非行を行った少年のために、下記の目的の調和を確保すること。
- (i) 公衆の安全及び地域社会の保護
- (ii) 被害者と地域社会に対する少年の応答責任。
- (iii) 少年が責任を果たしかつ生産的な社会の一員となるように自分を支えるための能力及び性格を発達させること
- (2) 少年に非行があることが判明した場合、少年の両親に、少年の行動について責任を負わせ、被害者と地域社会に対して応答責任を果たすこと。
- (3) 少年に非行があることが判明した場合または観察の必要があることが判明した場合、可能な場合は、裁判所の介入により要求された状況を回復する責任を果たすこと。
- (4) この編の規定の対象となる少年に対して、治療、保護、健康的な心身の発達を提供すること。また、少年の最善の利益及び公衆の利益の保護と一致する処遇、訓練、更生を提供すること。
- (5) 少年の家族との絆を確保及び強化すること。少年の福祉もしくは公衆安全の利益に照らして必要な場合のみ、少年と両親を分離すること。
- (6) 必要な場合は少年をその家庭から引き離すこと。少年の両親によってなされるべきものできる限り近い保護、治療、しつけを行うこと。



- (7) 少年に対して州による治療と保護を提供する場合は、下記の条件を順守すること。
  - (i) 安全、人道的かつ思いやりのある環境であること。
  - (ii) 必要なサービスを受けられること
- (8) この編の規定を実行するための司法手続を提供すること。
- (b) この編の構造—この編は、これらの目的を達成するために、広く解釈されるものとする。

3-8A-03 裁判所の管轄

- (a) ~ (c) (略)
- (d) 制限—当裁判所は、以下の場合に管轄を有しない。
  - (1) 一四歳以上の少年が、成人が行った場合、終身刑で処罰されうる罪を犯したとき。刑事訴訟法四—二〇二条による手続移送命令がある場合を除き、同一の事件に基づく少年に対するその他の訴追についても同様とする。
  - (2) 一六歳以上の少年が、運輸法、交通法規もしくはは交通条例に違反した場合。ただし、拘禁刑が規定されている行為を除く。
  - (3) 一六歳以上の少年が、船舶運航に関する法律、規則、行政規則に違反する行為を行った場合。ただし、拘禁刑が規定されている行為を除く。
  - (4) 一六歳以上の少年が、下記の罪を犯した場合。刑事訴訟法四—二〇二条による手続移送命令がある場合を除き、同一の事件に基づく少年に対するその他の訴追についても同様とする。
    - (i) 略取
    - (ii) 誘拐
    - (iii) 第二級謀殺

- (iv) 故殺。ただし、非故意殺を除く。
- (v) 第二級強制性交
- (vi) 強盗（刑法三―四〇三条）
- (vii) 第三級性犯罪（刑法三―三〇七条（a）（1））
- (viii) 公衆安全法五―一三三条、五―一三四条、五―一三八条もしくは五―二〇三条違反
- (ix) 薬物取引犯罪（刑法五―六二一条）の遂行中もしくはそれに関連した火器の使用、所持、携帯もしくは運搬
- (x) 火器の使用（刑法五―六二二条）
- (xi) カージャック、武装カージャック（刑法三―四〇五条）
- (xii) 第一級暴行（刑法三―二〇二条）
- (xiii) 第二級謀殺の未遂（刑法二―二〇六条）
- (xiv) 第二級強制性交の未遂（刑法三―三一〇条）
- (xv) 強盗未遂（刑法三―四〇三条）
- (xvi) 刑法四―二〇三条、四―二〇四条、四―四〇四条、四―四〇五条違反
- (5) 成人として重罪で有罪とされた前歴がある少年であつて、成人が行つた場合は重罪とされうる行為を犯したとされた少年。ただし、刑事訴訟法四―二〇二条による手続移送命令がある場合は、この限りでない。
- (6) 本編§8-101(c)(1)(E)に規定された被害者が、家族法四―五〇一に規定された救済を受ける資格がある場合における平穩命令手続。交通法規、交通条例違反―少年がメリーランド州自動車法、交通法規、交通条例違反、州船舶法が訴追された場合、それが同一の事件から生じた場合、刑事裁判所や複数の裁判所に係属した場合、裁判所はすべての事件の管轄を持つ。
- (e) 交通法規、交通条例違反―少年がメリーランド州自動車法、交通法規、交通条例違反、州船舶法が訴追された場合、それが同一の事件から生じた場合、刑事裁判所や複数の裁判所に係属した場合、裁判所はすべての事件の管轄を持つ。

3-8A-06 管轄の放棄

- (a) 要件—裁判所は、この編のChapter 6条に基づく排他的管轄を、次の者が非行を行った旨の訴えがある場合に、その排他的管轄を放棄することができる。
- (1) 一五歳以上の少年
- (2) 成人が行った場合に無期刑に当たる罪で訴追された一五歳未満の者
- (b) 審理—要件；告知—裁判所は、移送の審理が行われるまでは本条によりその管轄を放棄することはできない。管轄の審理は、非行事件審理に先立って行われなければならない。また、メリーランド州規則により規定されたすべての当事者への告知の後でなされなければならない。
- (c) 審理—被害者への告知；被害者意見陳述書
  - (1) 刑事訴訟法一一〇四条に規定された通り、被害者には管轄放棄の審理についての告知がなされなければならない。
  - (2)
    - (i) 被害者は、刑事訴訟法一一〇四条に規定された通り、被害者意見陳述書を裁判所に提出することができる。
    - (ii) 本条は、刑事訴訟法一一〇四条に定められた告知を提出していない被害者が被害者意見陳述書を提出することを妨げるものではない。
    - (iii) 裁判所は、本条における管轄放棄の可否を決定する際に、被害者意見陳述書を考慮に入れることができる。
  - (d) 少年更生手段に相当でない対象者
    - (1) 裁判所は、少年が少年更生手段の対象者として相当ではないことを証拠の優越をもって証明されなければ、その管轄を放棄することができない。

- (2) 本条により管轄を放棄するかどうかを決定するために、裁判所は少年が申立てられている非行を行ったと仮定することができる。
- (e) 基準—裁判所は、決定にあたって、記録に基づき、個別的もしくは相互に関連させて次の基準を考慮することができる。
  - (1) 少年の年齢
  - (2) 少年の心身の状況
  - (3) 少年の施設・非行少年対処プログラム等における処遇適合性
  - (4) 犯罪の性質と少年の関与の程度
  - (5) 公共の安全
- (f) 手続—本条によって管轄が放棄される場合には、成人により行われた場合の罪に対する管轄を持つ裁判所が行う通常の手続きによる公判が少年に対して開催されるように命じなければならない。非行を申立てる少年審判請求書は、保釈審理の間、起訴状とみなされる。
- (g) 管轄放棄命令は中間命令である。
- (h) 本条により、裁判所が少年に関して一度管轄放棄をした後、その少年の他の非行事実が裁判所に明らかとなった場合、裁判所は、略式手続後の手続においてその管轄を放棄することができる。

【メリーランド州刑事訴訟法】

四—二〇二条 少年裁判所への刑事事件の移送

- (a) 定義 (略)
- (b) 移送が認められる場合—本条(c)の場合を除いて、少年が関与している事件に刑事管轄を有する裁判所は、公判前もしくはメ

リーランド州規則四―二四二条による答弁がなされる前であれば、次の場合に、事件を少年裁判所に移送することができる。

- (1) 罪を犯したとき少年が一四歳以上一八歳未満であること
- (2) 裁判所及び司法手続法38A-03(d)(1)´(4)´(5)によって少年裁判所の管轄が当該犯罪について排斥されている場合
- (3) 裁判所が、事件の移送が少年もしくはは社会の利益に資することを、証拠の優越の基準により認定している場合
- (c) 移送が禁止される場合―裁判所は、次の場合に、本条(b)によって少年裁判所に事件を移送することができない。
  - (1) 少年が、裁判所及び司法手続法38A-03(d)(1)もしくはは(4)に基づき少年裁判所の管轄が排斥され、かつ、本件と関連のない事件において有罪とされている場合
  - (2) 本件が第一級謀殺であり、かつ、罪を犯すときに少年が一六若しくは一七歳であった場合
- (d) 移送の基準―本条(b)による移送の判断においては、裁判所は以下の点を考慮するものとする。
  - (1) 少年の年齢
  - (2) 少年の心身の状況
  - (3) 当該少年が、非行少年に対して利用可能な機関、施設、プログラムにおける処遇に適合する能力を持っていること
  - (4) 犯罪の性質
  - (5) 公共の安全
- (e) 少年に関する調査―本条の決定を行うに際しては、裁判所は少年、少年の家族、少年の環境及び事件の処分に関連するその他の事柄に関する調査を命ずることができる。
- (f) 移送決定―裁判所は、移送の聴聞を行った日から一〇日以内に移送の決定をするものとする。
- (g) 移送手続―少年裁判所―本条により裁判所が管轄の移送を行った場合、裁判所は、少年裁判所の通常の手続に従って、当該少年

に対して非行事件審理を行うように命じることができる。

\* 本稿は、JSPS 科研費17K13629、19H01424、21K01196の助成を受けたものである。